

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【教育委員会】

- 岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部改正
- 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正
- 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正
- 行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正
(以上県例規集登載)

教育委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「総括参事」を

「統括学芸員
総括参事」
に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県教育委員会規則第六号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第五条中「保健体育課及び保健体育課高校総体推進室」を「及び保健体育課」に改める。

第十三条第二項を削る。

第二十二条の表中「岡山市」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県立博物館の組織及び事務分掌規則（昭和四十六年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「総括参事」を「統括学芸員
総括参事」に改める。

第五条中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 統括学芸員は、上司の命を受け、県立博物館内の重要事項に関する事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第十二条の二第一項中「介護休暇を」を「介護休暇（以下この条において「介護休暇」という。）を」に、「介護休暇申請書」を「介護休暇指定期間申出書」に、「教育委員会の承認を受けなければ」を「指定期間（条例第九条の二第一項に規定する指定期間をいう。以下この条において同じ。）の指定を申し出なければ」に改め、同条第二項中「介護休暇の承認の申請」を「前項の規定による申出」に、「申請を」を「申出を」に改め、同条第三項中「介護休暇を受けた場合において」を「職員は」に、「介護休暇の期間」を「指定期間」に、「職務復帰届（様式第四号の三）により」を「その旨を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 介護休暇の承認の申請は、指定期間の指定後において、介護休暇承認申請書（様式第四号の三）により行うものとする。
- 4 第二項の規定は、介護休暇の承認の申請について準用する。
第十二条の二の次に次の二条を加える。

（介護時間）

第十二条の三 職員は、条例第六条に規定する介護時間（以下この条において「介護時間」という。）を受けようとするときは、介護時間承認申請書（様式第四号の四）により、承認を受けなければならない。

2 職員は、介護時間の期間が満了したとき又は当該期間の途中で介護時間を受ける必要がなくなつたときは、その旨を届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、介護時間について準用する。
（子育て支援時間）

第十二条の四 職員は、条例第六条に規定する子育て支援時間（次項において「子育て

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

支援時間」という。)を受けようとするときは、子育て支援時間承認申請書(様式第
四号の五)により、承認を受けなければならない。

2 第十二条の二第二項及び前条第二項の規定は、子育て支援時間について準用する。

様式第四号の二中

次のとおり承認してよろしいか。

介護休暇申請書

を

に「申

介護休暇指定期間申出書

請します」や「申し出ます」に

を

申請期間 年 月 日から 年 月 日まで (日
及び時間) の間で、 日 時間

指定を希望する期間 年 月 日～ 年 月 日 (日間)

に改め

介護休暇の 予 定	<input type="checkbox"/> 毎日 (時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> その他 ()
これまでの 指定期間	前回 年 月 日～ 年 月 日 (日間) 前々回 年 月 日～ 年 月 日 (日間)

に。

様式第四号の三を次のように改める。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

様式第四号の三（第十二条の二関係）

人事担当課長	人事担当参事	人事担当班長	班	台帳	通知
所属長	庶務担当班（課）長	班長	班	台帳	出勤簿
<p>介護休暇承認申請書</p> <p>岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和36年岡山県教育委員会訓令第2号）第12条の2第3項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岡山県教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所属課（室）所名 職名氏名 ㊟</p>					
要介護者に関する事項	氏名	続柄		年齢	
	同居 別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	介護が必要となつた時期	年 月 日	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで（回目） （ 年 月 日付け， 第 号で指定）				
申請期間及び時間	期間		時間		
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時 分
	～ 年 月 日		時 分～	時 分	時 分
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時 分
～ 年 月 日		時 分～	時 分	時 分	
備考					

注意 上記様式中「庶務担当班（課）長」及び「班長」欄は、課又は班制を有しない所属課（室）所（学校を含む。）にあつては、これらに相当する職員とする。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

様式第四号の三の次に次の二様式を加える。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外
 様式第四号の四（第十二条の三関係）

人事担当課長	人事担当参事	人事担当班長	班	台帳	通知
所属長	庶務担当班（課）長	班長	班	台帳	出勤簿
介護時間承認申請書 岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和36年岡山県教育委員会訓令第2号） 第12条の3第1項の規定により、次のとおり申請します。 年 月 日 岡山県教育委員会殿 所属課（室）所名 職 名 氏 名 ㊟					
要介護者に関する事項	氏名	続柄	年齢		
	同居の別 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	介護が必要となつた時期	年 月 日		
要介護者の状態及び具体的な介護の内容	[介護休暇に係る指定期間の有無 <input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日～ 年 月 日）]				
申請期間及び時間	期間		時間		
	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時 分
	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時 分
	年 月 日 ～ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時 分
備考					
人事担当課記入欄	上記の要介護者に係る介護時間についての連続する3年以内の期間 年 月 日～ 年 月 日				

注意 上記様式中「庶務担当班（課）長」及び「班長」欄は、課又は班制を有しない所属課（室）所（学校を含む。）にあつては、これらに相当する職員とする。

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

様式第四号の五（第十二条の四関係）

人事担当課長	人事担当参事	人事担当班長	班	台帳	通知
所属長	庶務担当班（課）長	班長	班	台帳	出勤簿
<p>子育て支援時間承認申請書</p> <p>岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和36年岡山県教育委員会訓令第2号）第12条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山県教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所属課（室）所名 職名氏名 ㊟</p>					
申請に係る子に関する事項	氏名			続柄	
	生年月日	年 月 日生	年齢		
申請期間及び時間	期間		時間		
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時 分
	～ 年 月 日	()	時 分～	時 分	時 分
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時 分
～ 年 月 日	()	時 分～	時 分	時 分	時 分
配偶者の就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無				
備考					

注意 上記様式中「庶務担当班（課）長」及び「班長」欄は、課又は班制を有しない所属課（室）所（学校を含む。）にあつては、これらに相当する職員とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の岡山県教育委員会職員の服務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

岡 山 県 教 育 委 員 会

別表第二教育政策の項の中「取消し並びに」を「取消し，」とし、「取消し（」を「取消し並びに子育て支援時間の承認及び承認の取消し（」とし、同項3中「介護休暇の」の次に「指定期間の指定，介護休暇の承認及び介護時間の」を加え、同項中11を12とし、3から10までを1から10と繰り下げ、2の次に次のように加える。

<p>3 高齢者部分休業の承認及び承認の取消し並びに休業時間の延長の承認及び短縮（本庁，教育事務所及び教育機関の職員並びに県立学校の事務関係職員に係るものに限る。）</p>		○		
--	--	---	--	--

別表第二教育政策の項の中「取消し並びに」を「取消し，」とし、「除く。」並びに「除く。）」とし、同項1「部分休業の承認及び承認の取消し」の次に「並びに子育て支援時間の承認及び承認の取消し」を加え、同項4中「介護休暇の」の次に「指定期間の指定，介護休暇の承認及び介護時間の」を加え、同項中13を14とし、4から12までを1から11と繰り下げ、3の次に次のように加える。

<p>4 県立学校教職員の高齢者部分休業の承認及び承認の取消し並びに休業時間の延長の承認及び短縮</p>		○		
--	--	---	--	--

平成29年3月31日 岡山県公報 号外

別表第三14の項中「介護休暇の」の次に「指定期間の指定、介護休暇の承認及び介護
申請の」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

第一表B教育政策の表3秘書広報の部5広報公聴の項中「報道」を「報道発表資料」に改める。

第一表C財務の表1総括の部1補助金の項中	2	公立文教施設災害復旧費	10
	2	公立文教施設災害復旧費	10
	3	公立文教施設災害復旧費 ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業	5

改め、同表4施設の部2施設の項中

21	UD整備事業	5	を	21	UD整備事業	5	に改める。
				22	長寿命化関係書類	5	

第一表D教職員の表4人事の部5サービスの項中

勤務評定 勤務評価	2	3	を	不祥事防止対策 人事評価	5	5	に改める。

第一表E高校教育の表1総括の部4教育課程の項中

修学旅行	3	を	に改

め、同表3指導の部1国際理解教育の項中

5	スーパーグローバルハイスクール	5	を	5	5	に改

め、同部に次のように加える。

4	学力向上	1	高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業	5
		2	高等学校学力向上プロジェクト	3

第一表E高校教育の表5管理の部8学校管理の項中

6	岡山県学校管理システム	5	
---	-------------	---	--

岡山県学校管理システム

6	岡山県学校管理システム	5
7	修学旅行	3

2	高等学校魅力化プロジェクト支援事業	3
3	コミュニケーションスクール	3

2	おかやま創生 高校パワーアップ事業	5
3	コミュニケーションスクール	3
4	国際バカローラ	5

第一表G生涯学習の表1総括の部7社会教育関係団体の項中「岡山県国公立幼稚園PTA連絡協議会」や「岡山県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会」に定める「同表2振興

5	社会教育施設整備費	5
5	社会教育事業費	5
5	少年団体交歓大会	5
5	放課後子ども教室推進事業費補助金	5

17	親育ち応援隊！家庭教育支援チーム	5
18	地域未来塾	5

の部3県費補助の項中

に改め、同表4社会教育の部1家庭

・児童教育の項中

17	親育ち応援隊！家庭教育支援チーム	5
----	------------------	---

17	親育ち応援隊！家庭教育支援チーム	5
18	地域未来塾	5

に改め、同表5県費事業の部2

19	子ども安全安心ネットサポーター事業	5
----	-------------------	---

貸付奨学金の項中
貸与書類

10 を

に改め、同部4高等学校授業料減免事業

等支援臨時特例基金の項を削る。

第一表日文化財の表2文化財保護の部3調査の項中

近代化遺産調査 歴史の道百選 近代和風建築総合調査	10 10 10	を
---------------------------------	----------------	---

に改

め、同表3埋蔵文化財の部1総括の項中「対策委員会連絡会議」を「対策委員会・専門委員会・連絡会議」に改める。

第一表1福利の表1福利の部5退職手当の項中

12	計算書（臨時的任用職員）	5	を
----	--------------	---	---

12	計算書（臨時的任用職員）	5
13	支払調書	7

に改め、同部に次のように加える。

7	個人型確定 拠出年金	1 2 3	個人型確定拠出年金総括 例規 事業主証明	5 永 3
---	---------------	-------------	----------------------------	-------------

第一表1福利の表4健康管理の部3健康管理の項中

5	メンタルヘルス	5	を
---	---------	---	---

5	メンタルヘルス対策総括	5
6	復職支援システム	5

7	メンタルヘルス出前研修	5	に改める。
8	メンタルヘルス支援員	5	
9	ストレスチェック	5	

第一表し人権教育の表2企画推進の部1総括の項中

1	企画推進総括	3	を
---	--------	---	---

1	企画推進総括	3	に改め、同部2人権教育推進の項中「明るい学校づくり支援事業」や「落ち着いた学級づくり支援事業」に改める。
2	第3次岡山県人権教育推進プラン	5	

第一表N義務教育の表2指導の部2国庫補助の項中

幼稚園就園奨励費	10	を	に改
----------	----	---	----

め、同部3県費補助の項中「岡山チャレンジワーク推進事業」を「チャレンジ・ワーク14」に改める。

第二表1共通の表5人事の部3サービスの項中

勤務評定	3	を	に、
------	---	---	----

1	を	1	に改める。
3		5	

第二表2教育事務所の表3教職員の部1人事の項中

16	各種職選考審査	1	を
----	---------	---	---

16	各種職選考審査	1	に改め、同部3サービスの項中	10	を	10	に改め、同表5生涯学習の部2社会教育の項中
17	人事評価	5		3		10	

改める。

第二表14総合教育センターの表4教科教育の部1所員研究の項中

5	プロジェクト研究	3
---	----------	---

を

5	プロジェクト研究	3
6	教育研究発表大会	3

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十八年度以降において完結した文書から適用する。

◎岡山県教育委員会告示第二号

昭和四十五年岡山県教育委員会告示第一号（岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）第三条第二項の規定による行政行為の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県教育委員会

表中

岡山県教育庁生徒指導推進室長印	生徒指導推進室	〃	十六ノ三	方二二ミリメートル	室長の公文書用
岡山県教育庁保健体育課高校総体推進室長印	保健体育課高校総体推進室	〃	十六ノ四	方二二ミリメートル	室長の公文書用

に改める。